

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和7年12月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、引用する児童福祉法の条項を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

(青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第2条 青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。